

平成 21 年 4 月 16 日現在

研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2006～2008
 課題番号：18530096
 研究課題名（和文） 寛容の政治理論：多様な価値と文化の共存を可能にする政治秩序
 および社会規範の研究
 研究課題名（英文） Politics of Toleration: A Study on the Political Order and Social
 Ethics for the Coexistence of Diverse Cultures and Values
 研究代表者
 大澤 麦 (Osawa Mugi)
 首都大学東京・社会科学部・教授
 研究者番号：30306378

研究成果の概要：本研究は、異質な価値観や文化を有する個人および諸集団の「共存」を旨とする「寛容」の理念を歴史的・思想的に考察し直し、それを現代世界の対立を克服する新しい政治秩序と、それを基礎づける新しい社会規範とを考えるうえでの中心的な理念に位置づけることを目指したものである。「寛容」は本来、個と共同体との相互連関の中でのみ成り立つ理念であり、その意味で社会倫理を内に含んでいる。「寛容」を軸に自由主義の歴史と伝統を見直すことが極めて重要であることを、本研究は示した。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	700,000	0	700,000
2007年度	700,000	210,000	910,000
2008年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	2,100,000	420,000	2,520,000

研究分野：西洋政治思想史、政治哲学

科研費の分科・細目：政治学・政治学

キーワード：寛容、共生、自由、自由主義（リベラリズム）、ピューリタニズム、
 ジョン・ロック、良心、多文化主義

1. 研究開始当初の背景

私は、それまで17世紀イングランドを中心に政治思想史の研究を行ってきた。そこでの主たる問題関心は国家と教会との関係、そして政治と宗教（キリスト教）倫理との関係に置かれていたが、本研究の中心に据えられた「寛容」(toleration or tolerance)こそ、まさにかかると問題が集約的に現れるものとして、私がひととき重要視してきた理念にほ

かならなかった。私はこうした自分の政治思想史研究の成果を、現代世界の紛争や対立を克服する政治秩序および社会規範の探求に、より明瞭かつ積極的に関わらせていく方向を模索し始めたのであるが、それには以下のような問題状況があった。

(1) グローバル化の進展

東西冷戦構造の崩壊以後、リベラル・デモクラシーはグローバル化の潮流に

後押しされながら全世界に拡大し、今日の唯一の妥当な体制原理と化しつつある。しかし、それを特徴づける人権、多元主義、政教分離等が西洋近代世界の政治文化の中で確立された諸価値であり、したがって非西洋地域によるその受容は「普遍的」と称される西洋文化への同化を伴わざるを得なかったことは甚大な意味を持った。グローバリゼーションがしばしば「文化帝国主義」の名の下に批判されるのはこのためであり、ここにリベラリ・デモクラシーを標榜する先進資本主義諸国に対する地域主義的、民族主義的な反発が生じる所以があった。

(2) 私的利益と公共性との衝突

リベラル・デモクラシーの原理の発祥地である欧米社会において、また第二次世界大戦後にその原理の急速な制度化を図りつつ発展を遂げてきた日本においても、私的利益と公共性との衝突が至る所で先鋭化し、紛争や対立の契機を不断に生み出し続けていた。このことはリベラリズムが体制原理であるとするれば深刻な意味を持つ。それは自らを生み出したリベラルな社会それ自体を崩壊させてしまいかねないからである。

2. 研究の目的

前項に記した問題状況を克服する可能性を模索するために、本研究は「寛容」という理念の特質と意味を歴史的・思想的に解明したうえで、その成果を21世紀の政治秩序を基礎づける新しい社会規範の理論の構築に応用することを目指す試みである。この目的の意味をより明瞭にするためには、「寛容」という理念の特徴を明らかにする必要がある。

(1) 「寛容」とリベラリズム

本研究の主題となる「寛容」もまた、西洋近代のリベラリズムの発展の中で生成し育まれてきた価値であると長らく主張されてきた(P. King, *Toleration*, Allen and Unwin, 1976)。それは中世秩序統合の象徴であった普遍教会(ローマ・カトリック教会)の否定としての宗教改革が生み出した宗教的混沌状況と宗教戦争とを克服する思想、すなわち思想としての「信仰の自由」を確立し、多様な信仰生活を保障する宗教的寛容論をその淵源にもつとされる(H. Kamen, *The Rise of Toleration*, George Weidenfield and Nicolson, 1967. 成瀬治訳『寛容論の系譜』平凡社、1970年)。この理解によれば、その後の近代史の進展は寛容の対象となる信仰(教会)の範囲を徐々に拡大していき、無神論や異教をそこに包摂し、ついには宗教以外

のあらゆる人間事象(人種、民族、文化、ジェンダー、性向、嗜好など)が寛容を受ける対象として考えられるに至った。こうした中で寛容は、現代世界における中核的な価値のひとつに高められていったのである。リベラリズムが何よりも人間の多様性を重んじる思想であるとすれば、「異質なものの存在を許容し、これと可能な限り共存を図っていこうとする内面的・外面的態度」としての「寛容」は、社会秩序の安定を達成する平和の理念と考えられるからである。

(2) 「寛容」のジレンマ

しかし、近年におけるリベラリズムの哲学的な諸研究は、こうした見通しが極めて短絡的であることを指摘している(S. Mendus, *Toleration and the Limits of Liberalism*, Macmillan, 1989)。そもそも「寛容」の対象に措定されるものが「道徳的に許容しかねるもの」である以上、そこには社会的悪をどこまで容認するか(すなわち、「寛容」の限界をどこに設定するか)、という切実な問題が惹起される。多様な価値観の存在を前提にするリベラルな社会であればあるほど、これを単一の尺度で決定することは困難を極めるばかりか、そうした試み自体がいたずらに対立を深めかねない。さらに、その適用範囲を個々人の趣味や嗜好の対象にまで拡大させた「寛容」は、個人の主観化された良心に基づく自己選択に特権的な地位を付与し、およそ個人が選び取るあらゆるものへの「寛容」を何憚ることなく要求する態度を助長する。つまり、前項で記したとおり、「寛容」の理念そのものが不断に紛争や対立の契機を増幅させる方向に作用しているというのである。

(3) 「寛容」の柔軟性

しかしながら、「寛容」が紛争を生み出すという上記の見解は、二つの根本的な誤解に起因している。ひとつは、リベラリズムの哲学的特質が公私の二元論にあり、よって共同体的契機を捨象することに存するという考え方である。「寛容」論は本来、個と共同体との相互連関の中でのみ成り立つ議論である。よって、それには社会形成原理の考察が不可避的に伴うのであって、それを問題にせず個人自己決定の契機のみ重視する研究は、問題の立て方それ自体に誤りを犯している。こうした意味で、本研究にはリベラリズムの政治文化における個と共同体との関係を改めて問い直すという作業がおのずから伴う。それはまた、21世紀の秩序構成原理としてのリベラリズムの真価を検証することにもなるのである。そして二つ目は、「寛容」をリベラリズムの政治文化固有の理念と即断する知的態度である。「寛容」の本来的

な意味が「異質なものの存在を許容する」ことにあるとすれば、それは必ずしも人格の平等な関係を前提にせず、よって、たとえば身分制のような前近代的な社会関係のなかにおいてすら成り立ちうる。また、それは各時代、各地域において支配的な特定の価値観によって裁断され排除された文化や習慣を可能な限り救い上げ、これらとの共生の条件を模索していこうとする理念でもある。このことは「寛容」がリベラリズムの伝統の脆弱な非西洋的、非キリスト教的文化圏においても受容可能な秩序構成原理になりうることを期待させてくれる。つまり、「寛容」は特定の文化的伝統をもった地域や民族のみに受容されうるような硬直した理念ではなく、極めて多様で柔軟性に富んだ共同体倫理なのである。

以上述べてきたことから、本研究は「寛容」の視座に立脚した、リベラリズムの内在的な批判という特徴を併せ持っている。

3. 研究の方法

今日の政治思想研究は、まさに「寛容」論研究において典型的に見られるように、過去の理念と思想の同時代的意味の抽出に没頭する歴史的・思想史的方法を取るものと、思想や理念の歴史的発展過程に注意を払わずに問題の理論的側面に専心する哲学的・理論的方法を取るものとの、大まかに二分することができる。いわば、過去と現在、歴史研究と哲学研究とは、今日の政治思想研究において必ずしも対話的かつ互惠的な関係にはないのである。

こうした状況に鑑みて、本研究ではさまざまな歴史状況の中から寛容問題を抽出し、これを基に以下の5つの「寛容」の理念型を作り、これらを分析のツールとして用いることにした。①「包括としての寛容」、②「下賜としての寛容」、③「共同体論的寛容」、④「政治的寛容」、⑤「権利としての寛容」(詳細は大澤麦「寛容」、古賀啓太編『政治概念の歴史的展開 第一巻』晃洋書房、2004年、85—103ページを参照せよ)。これによって、時代の異なる寛容問題を比較思想史的に論じることを容易にし、先に述べた歴史研究と哲学研究との対話の困難性を少しでも克服することが目指される。その意味で、本研究は豊富な歴史資料や研究文献を駆使して表面的には歴史的・思想史のアプローチを用いているものに映るかもしれないが、その目指すところは、現代の寛容な社会を基礎づける規範理論の構築においてほかにはない。本研究の「研究課題名」を「寛容の政治理論：多様な価値と文化の共存を可能にする政治

秩序および社会規範の研究」とする所以である。

4. 研究成果

前項までに述べた研究の背景・目的・方法をもって本研究を遂行した結果、現時点において以下のような成果をあげることができた。

(1) 「寛容」の理念型の精緻化

前項で述べた「寛容」の5つの理念型をより緻密なものにする過程で、本研究は実質的に遂行されていった。理念型それ自体の問題としては、とりわけ、①包括としての寛容、③政治的寛容、⑤権利としての寛容の3つにおいて新しい知見が得られた。

①は、当初帝政ローマにおける宗教政策を念頭に構築された。すなわち、多神教国家ローマは版図の拡大に伴い、様々な民族共同体をその領域内に包摂することになるが、それらと結びついた多様な宗教や習俗を基本的には許容した。この型をもって「包括としての寛容」と名づけたのであった。しかし、N・ルーマンの社会システム論における包摂／排除の問題などを考えるとき、この型は⑤で問題にされる体制や集団からの離脱・分離の自由(権利)との関連で常に考察されなくてはならないことが分かった。この点についての緻密な議論は今後の課題である。

③の原型になったのは、宗教改革後のユグノー戦争終結に当たっての「ナントの勅令」(寛容令)の発布を後押ししたフランス・ポリティック派の寛容論であった。それは世俗権力が宗教的・内面的価値にコミットせず、ただ安全と秩序に自らの存在根拠を見出すという寛容のあり方である。当初本研究では、このタイプの寛容をリベラル・デモクラシーにおける「中立的なアンパイアとしての国家」という理念と直接結びつくものと考えていた。しかし、国家が価値において中立であるということは、国家はもはや寛容の主体にはなりえないことを意味する。言い換えれば、本来寛容が自らの抱く価値にそぐわない事物や言動を受け入れることを意味するとすれば、「中立」はリベラリズムの重要な構成要素ではあっても、寛容論の直接的な主題を構成するものとはならない。それは寛容論が展開するフィールドの外的な城壁(枠組み)を構成するに過ぎないのである。

⑤については、次項(2)と密接な関連があるので、本項においては割愛する。

(2) 良心論の発見

⑤の理念型である「権利としての寛容」は、私の政治思想史研究を現代の諸問題に関連

付けるうえで、非常に重要な概念である。これは16～17世紀のピューリタンの言う「良心の自由」が自らの信仰を告白し実践する自由であったということの発見から始まった。つまり、それには「内面の自由」のみならず、信仰を公然と告白し、それにまつわる説教や出版活動を行い、教会（集会）を自発的に設立する自由、言い換えれば、今日で言うところの言論・出版・集会・結社の自由が含まれていたのである。もちろん、実践を伴う良心の価値を主張した例はそれ以前の寛容思想の歴史においても枚挙に暇がないが、「良心の自由」を不可侵の人間の権利と位置づけ、その保証を政治社会の構成原理の問題として徹底的に自覚する思想を生んだところに大きな意義があった。こうした思想に基づいて公権力に「寛容」が要求されるとき、もはや「寛容」は上位者から下賜されるものではなく、神にのみ責任を負う人間の不可侵の権利として現われるのである。

本研究ではこのような考え方の源泉をさらに深く追求していった。その結果、17世紀イングランドにおいて「良心」

(conscientia) を考える場合、「自由」の契機ばかりでなく、「信従」(conformity) の契機に着目することの意義を再確認した。ヨーロッパ思想史においてはこの時代のみならず、ローマ人への手紙十三章における上位者への良心的服従の命令は、為政者の命令(法)が臣民の良心を拘束し、彼らを体制に信従させる際の絶大な論拠を提供してきた。本研究ではこの二つの契機を相互媒介したところに成立するレヴェラーズの成文憲法草案「人民協約」に、寛容論の大きな可能性を見出した。それは、「協約」に同意してこれに署名するすべての人に参政権を認め、彼らの自然権(生得権)としての「良心の自由」を保全してくれる国家を形成するための社会契約であった。こうして良心の「自由」を保障する国家への「信従」が成就され、ここに良心の持つ「自由」と「信従」の両契機は、表裏一体の関係に置かれつつ、「協約」の存在意義と正当性を支えるのである。

(3) 「寛容論」から見るリベラリズム思想史の可能性

前項に述べた「良心」論に立脚する「人民協約」における「自由」と「信従」の相互媒介は、私的利益と公共性との二項対立に陥りがちな現代リベラリズムの問題点を克服する視座を提供してくれる。「共に知る」という語源的意味を持つ「良心」は、個人の内面に存する実践的な判断力であると同時に、共同体の倫理的紐帯として働く理念であった。すなわち、良心はもともと個人と社会とを対立させるどころか、両者を緊密に結びつける理念であったのである。リベラリズムの源流

がここに存するとするならば、われわれはリベラリズムの思想史の中心を個人の解放や自律、あるいは宗教的理念からの政治の脱却(世俗化)という点にのみおくのではなく、そこにおける聖俗の共同体倫理の意味を改めて考慮してみる必要がある。リベラリズムとキリスト教文化との関係、リベラルな社会における国家と教会とのあり方。こうした問題を含めた近現代リベラリズムの思想史を構想することが、現代寛容論のジレンマを克服する端緒になるはずである。そしてまた、紛争や対立の解決を、既存のリベラリズムの硬直した制度的・社会的枠組みの中での公権力による公正・中立な裁定に期待するのではなく、問題を新たな社会形成の構想力やヴィジョンの中で解こうとする発想を生むはずである。

(4) 成果の公表および社会への還元

前項までに述べてきたことは、すべて公表してきたわけではないし、いまだ考察の途上にある議論も少なくない。次項に記した発表論文等以外にも、現在、前出の5つの理念型に基づいたリベラリズムの寛容論を専門的に扱った研究書の準備を進めている。とくに当面の課題として取り組んでいるのは、現代の寛容問題の整理であり、これが終われば、本研究のまとまった成果として公表できる予定である。なお、その内容の一部は、私が奉職する首都大学東京において2006～2008年度にかけて開講した「政治と文化」の講義で披露してきたことは付言しておきたい。今後も「寛容」を軸にした政治思想史、政治哲学は、引き続き追求していきたいと考えている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔学会発表〕(計 1件)

①大澤麦、「自由と信従：寛容論の思想的源泉としての良心」、日本政治学会、2008年10月12日、関西学院大学

〔図書〕(計 2件)

①日本イギリス哲学会編、研究社、『イギリス哲学・思想事典』、2007年、総頁780ページ。

大澤麦が執筆を担当した項目は、「寛容」(78-81ページ)、「レヴェラーズ」(542-543ページ)、「リチャード・オーヴァット

ン」(581-582ページ)、「ジョン・リルバーン」(676ページ)である。

②古屋安雄・倉松功・近藤勝彦・阿久戸光晴・大澤麦ほか、聖学院大学出版会、『歴史と神学 下巻』、2006年、509-539ページ。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大澤 麦 (O s a w a M u g i)
首都大学東京・社会科学研究科・教授
研究者番号：30306378

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし